



【概要版】

平成29年3月

四條畷市

I. 都市計画マスタープランとは・・・

1 都市計画マスタープランとは？

多様化する住民の要求を都市づくりの目標に体系化し、望ましい都市像を都市計画のなかで明らかにする必要があることから、平成4年6月の都市計画法の改正によって創設された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことをさします。

2 役割

本都市計画マスタープランは、以下のような役割を持つものです。

- 都市の将来像や土地利用の方針などとともに、地域における市街地像やまちづくりの方向など、都市計画に関する基本的な方針を明らかにすること
- 四條畷市のめざすべきまちの将来像を実現するために、都市計画として具体化していく際の指針とすること
- 個別の都市計画の決定、変更などの適用指針となること
- 市民参加による都市レベル及び地域レベルのまちづくりを進める指針とすること

3 構成

四條畷市都市計画マスタープラン

(四條畷市の都市計画に関する基本的な方針)

関連・上位計画

本市の現況

都市全体のまちづくり

全体構想

地域からのまちづくり

地域別構想

西部北地域

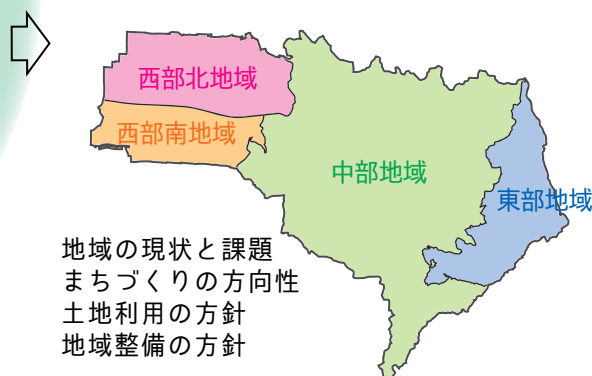
西部南地域

中部地域

東部地域

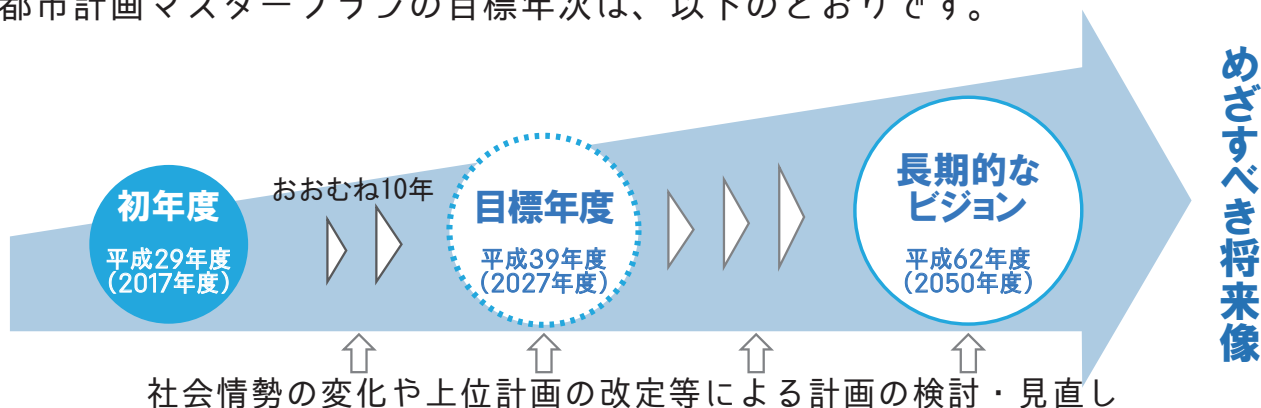
「東部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」
(都市計画区域マスタープラン)
第6次四條畷市総合計画などの関連・上位計画
土地利用の状況，都市施設の状況，
法的規制の状況など

まちづくりの理念と基本方針
土地利用の方針
まちづくりの方針



4 目標年次

本都市計画マスタープランの目標年次は、以下のとおりです。



5 都市づくりの課題と方向性

現状からみた課題

- 歩行者を第一とした安全・安心な通行空間の計画的・段階的な道路整備
- 河川・水路、下水道の維持保全・整備
- 市街地の防災性の向上
- 既成市街地の住環境の整備
- 良好な市街地環境の維持・保全
- 西部市街地における計画的な公園・緑地の整備と維持保全
- 都市緑化等による魅力あるまちなみ整備
- 山地部の恵まれた自然環境の保全と活用
- 土砂採取跡地等の回復
- 農地の保全と活用
- 歴史的なまちなみの維持・保全
- 都市的未利用地等の計画的な市街地整備
- 公共施設等の都市機能の集約化等による適正な配置の検討
- 市民ニーズに対応した公共公益施設の整備・改善

基本的な都市づくりの方向性

- ①安全で安心な都市の実現
- ②人にやさしい都市づくりの推進
- ③環境問題への対応
- ④良好な都市基盤施設の整備の推進
- ⑤生活の質の向上に対応した都市づくり
- ⑥多様性をもった都市機能の実現
- ⑦個性と魅力のある都市の実現
- ⑧市民参加のまちづくりの推進

II. 全体構想

1 まちづくりの理念

本計画においても、第6次総合計画の理念に基づき、本市の持つ恵まれた自然環境や多くの歴史的遺産、関西文化学術研究都市といった都市機能を活かしながら、人と人とのつながりが豊かで、相互に支え合う地域社会を形成することにより、「**住んでみたい、住み続けたい**」と感じられるまちを形成することを理念とします。

- ①人権尊重のまちづくり
- ②住民と行政が協働で取り組むまちづくり
- ③安心安全を重視したまちづくり
- ④地域性を活かした自立的なまちづくり

2 まちづくりの基本方針

具体的な施策の推進の基本となるまちづくりの基本方針は下記のとおりです。

1 快適で便利なまちづくり

- ①市民生活や産業を支える道路、公共交通などの交通基盤の充実
- ②長期的かつ安定的な水道水の供給、災害に強い下水道整備など生活に直結する公共インフラの構築
- ③社会情勢の変化や住民ニーズに対応した公共施設の集約、複合化を含む再編、再配置の推進
- ④高齢者や障がい者をはじめとする全ての市民が安心安全・快適に生活ができる人にやさしいまちづくりの推進

2 安らぎと潤いのあるまちづくり

- ①北生駒山地の豊かな自然環境の保全・活用や都市内の公園・緑地の整備の促進
- ②みどりと水と歴史をいかした潤いのある街並みの形成
- ③地球環境問題にも対応した環境共生のまちづくりの推進

3 災害に強い安全なまちづくり

- ①市民の生命、財産を守るという考え方を基本に、市街地における建築物の不燃化・耐震化の推進
- ②市街地の防災性向上や、狭あい道路の拡幅整備など、安全な市街地環境の整備の推進
- ③水害や山間部における土石流と山地崩壊に対応した、治山・治水対策の促進

4 魅力と活力のあるまちづくり

- ①計画的な都市基盤施設整備と土地利用の誘導及び、魅力ある新しい市街地の形成
- ②既成市街地の再整備の推進
- ③良好な住宅・住環境の保全・整備の推進

3 将来の都市構造

大規模集客施設拠点

市内外から人が集まる魅力的な集客拠点の形成

南北広域軸

沿道型の商業・サービス施設等が立地した南北の骨格となる軸

生活拠点

商業・業務・サービス機能の集積・発展と都市アメニティ豊かな生活拠点の形成

東西広域軸

行政サービス・文化スポーツ施設の集積など東西の骨格となる軸で、西部と東部の生活圏を拡げる連携軸の役割も担う

西部生活軸

市民の身近な移動・交流・生活活動などの骨格となる軸

東部生活軸

地域住民の身近な生活・交流活動などの骨格となる軸

生活拠点

道路等の都市基盤施設整備による都市環境の充実、商業やサービス機能等の充実・強化と魅力ある拠点の形成

シビックエリア

公共施設等の集約化や適正な規模・配置の検討を行い、各種行政サービスの充実、多様な文化・交流活動などが展開できる魅力あるエリアの形成

自然文化拠点

都市住民が自然とふれあい、スポーツ・レクリエーション活動や研修活動などが展開できる北生駒山地の中核的エリアとしての拠点の形成

自然・緑地軸

都市近郊の身近なアメニティを形成する軸

東部商業拠点

商業やサービス施設等を充実・強化し、魅力ある拠点の形成

東部交流拠点

各種行政サービスの充実や地域住民の生活交流、多様な文化交流活動などが展開できる拠点の形成

東部地域
 中部地域
 西部北地域
 西部南地域
 市街化区域

III. 地域別構想

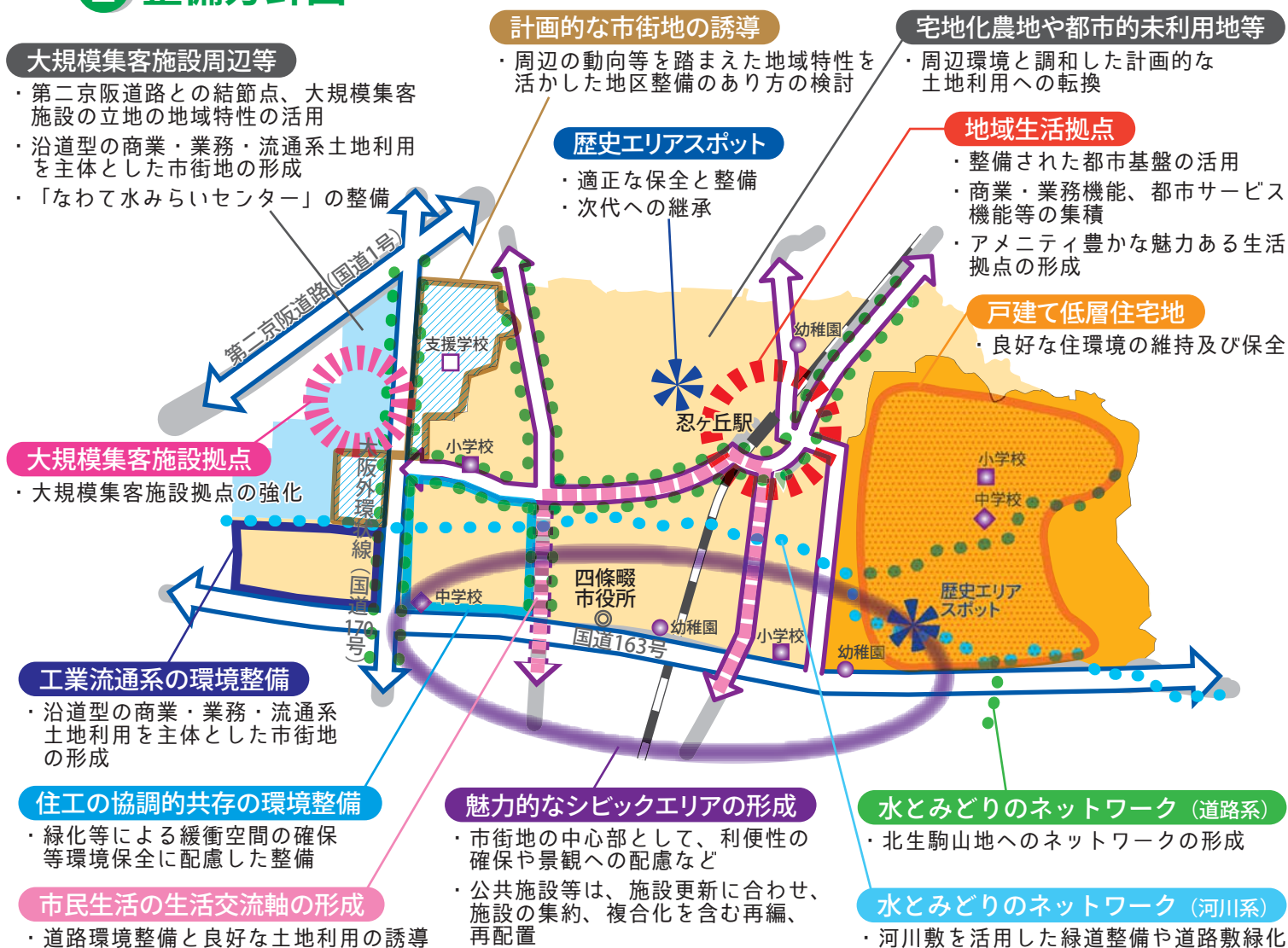
1 西部北地域

① まちづくりの方向性

- JR忍ヶ丘駅周辺地区を中心とした都市核づくり
- 第二京阪道路（国道1号）や大阪外環状線（国道170号）等の交通の利便性と大規模集客施設を活用した広域的な都市拠点地区の形成
- 道路や公園等の都市基盤施設の整備及び維持・保全
- 魅力ある都市環境、住環境の形成
- 山麓住宅地区においても良好な住環境の維持・保全
- 公共施設等の施設更新に合わせ、施設の集約や再編・再配置



② 整備方針図



凡 例

- 北部既成市街地
- 複合市街地(市街化区域)
- 将来複合市街地(市街化調整区域)
- 山麓住宅地域
- 街区公園
- 広域幹線道路
- 幹線道路
- 補助幹線道路
- ※破線は未整備又は事業中の区間

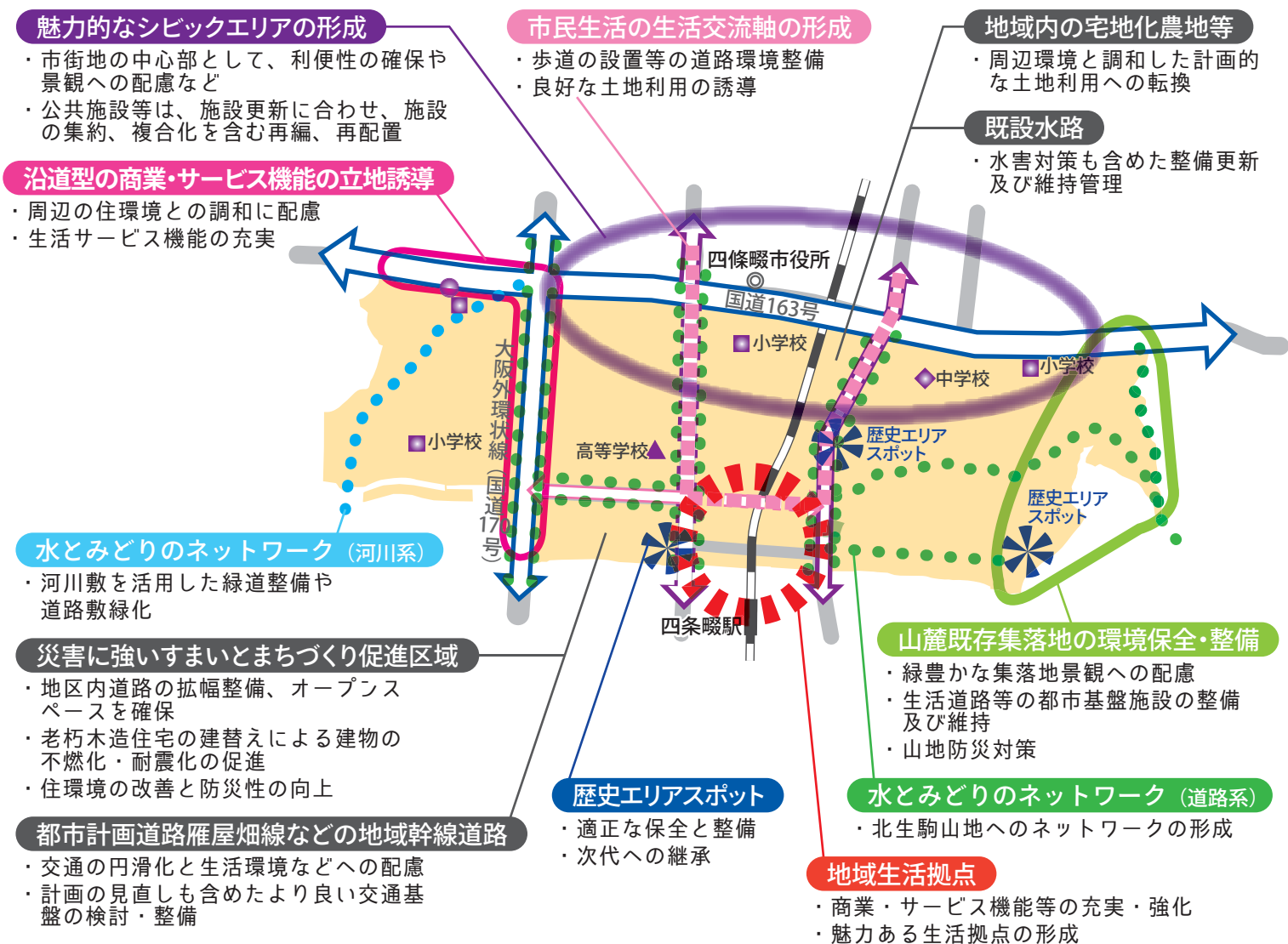
2 西部南地域

1 まちづくりの方向性

- JR四条駅周辺の商業施設の活性化による魅力ある商業・サービス機能の充実と生活拠点の形成
- JR片町線（学研都市線）の交差部を含めた都市計画道路雁屋畑線の未整備区間の検討
- 災害に強い安心・安全な市街地形成と快適な住環境の形成
- 大阪外環状線沿道の商業・サービス施設立地による住環境と調和した沿道環境の形成
- 快適な生活環境の再生に向けた市街地の整備
- 公共施設等の施設更新に合わせ、施設の集約、複合化を含む再編、再配置とそれに伴う幹線道路などの歩道の設置等の道路整備の検討



2 整備方針図



凡 例

北部既成市街地 街区公園 広域幹線道路 幹線道路 補助幹線道路

※破線は未整備又は事業中の区間

3 中部地域



1 まちづくりの方向性

- 金剛生駒紀泉国定公園に位置づけられている豊かな自然環境の保全・整備と自然とのふれあいなど恵まれた自然環境の活用
- 文化学術研究地区の「清滝・室池地区」は、隣接の住宅地と調和した良好な住宅市街地の計画的整備や研修・研究施設等の立地誘導
- 土砂採取跡地等の荒廃地は、計画的な整備と保全
- 府道大阪生駒線や信貴生駒スカイライン周辺地区は、緑化と防災に配慮した地域環境の保全・整備
- 四條畷市総合公園の整備促進
- 新ごみ処理施設建設に伴い、跡地となる本市域内の旧ごみ処理施設についての検討

2 整備方針図

国道163号以北の岡山東部丘陵地区

- ・大阪電気通信大学等の立地施設の環境維持・保全

集落環境の維持・保全

- ・豊かな自然環境のなかでの都市近郊農業や集落環境の維持・保全

緑化回復と環境創造の整備誘導

- ・土砂採取跡地等は自然環境の回復
- ・関西文化学術研究都市の計画を踏まえた大阪側のエントランスゾーンにふさわしい環境創造をめざした計画及び開発の誘導
- ・魅力的な住宅市街地の形成

国道163号の沿道及び北側の丘陵地

- ・土砂採取跡地等の緑化回復と保全・整備
- ・自然公園区域にふさわしい緑地空間の創出
- ・関西文化学術研究都市の計画の動向を踏まえた公園・緑地の整備

土砂採取などによる荒廃化区域

国道163号沿道地域区域

- ・緑化回復や防災への配慮を基本とし、周辺環境と調和した保全・整備

自然緑地環境の良好な区域

- ・保全区域として自然環境の維持
- ・ビオトープ保全整備事業などによる自然緑地環境の保全・整備
- ・貴重な動植物の保護・育成

水とみどりのネットワーク（道路系）

- ・北生駒山地へのネットワークの形成

自然文化拠点

- ・市民・府民が自然と交流できる拠点
- ・スポーツ・レクリエーション活動や野外活動等が展開できる環境整備

府道大阪生駒線及び信貴生駒スカイライン沿道

- ・土砂採取跡地の改善整備や里山環境の回復
- ・緑地空間の創出などの環境づくりを基本とした整備

府道大阪生駒線沿道

- ・隣接する住宅地と自然環境が調和した沿道環境の保全・整備

四條畷市総合公園の整備

- ・四條畷市総合公園の整備促進

凡 例

緑地保全整備地域

中部活用地域

沿道整備地域

飯盛霊園

広域幹線道路

広域幹線道路

補助幹線道路

※破線は未整備又は事業中の区間

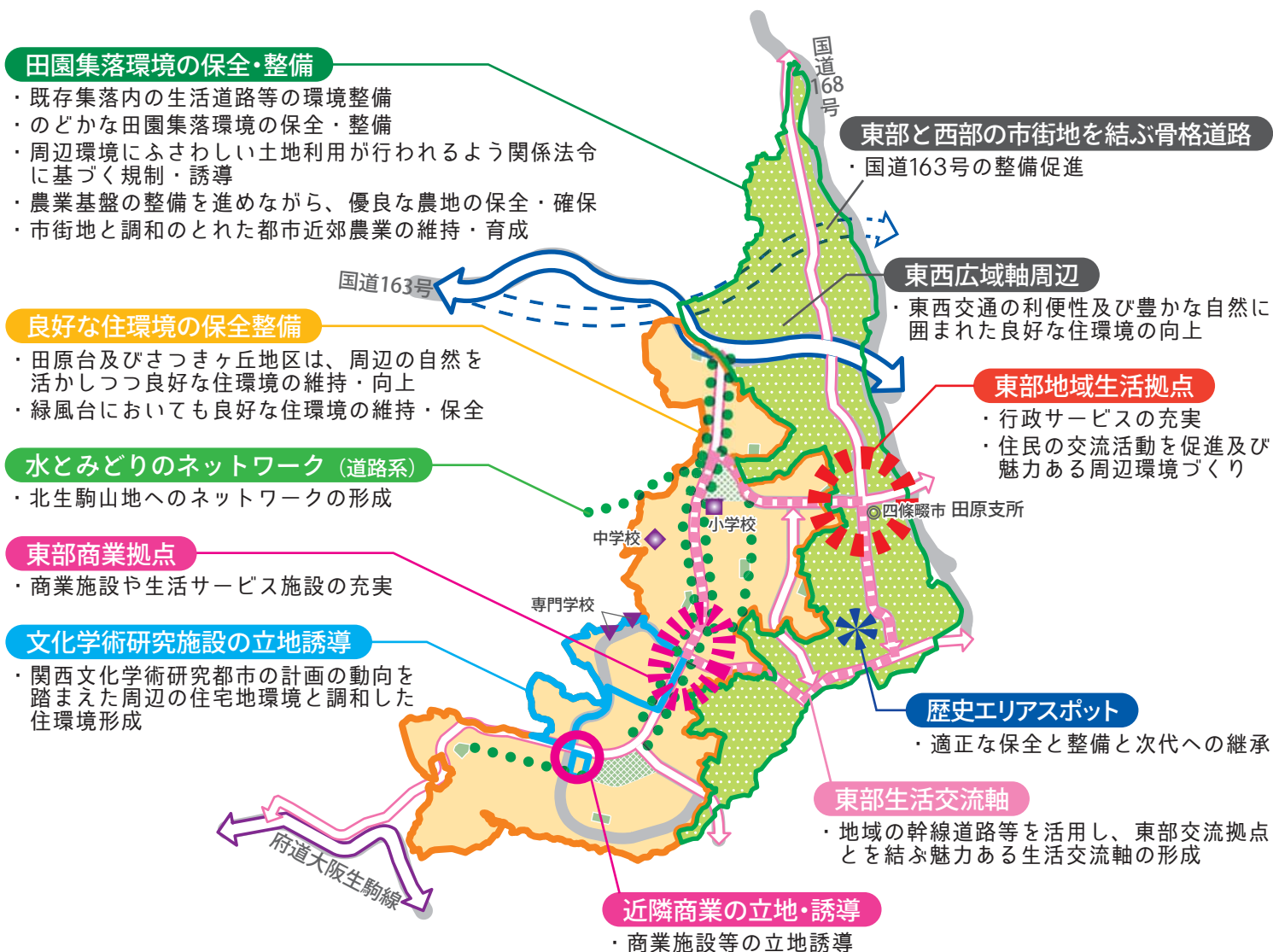
4 東部地域

1 まちづくりの方向性

- グリーンホール田原での地域住民の生活交流の中心となる交流拠点づくり
- 田原台の地区センターにおける商業・生活サービスの中心となる商業拠点の形成
- 東西交通の利便性の向上や連携
- 集落環境の整備や農業生産環境の保全・整備



2 整備方針図



IV. 今後のまちづくりに向けて

1 都市づくりの進め方

① 市民との協働による取り組みの推進

- 行政と市民・事業者が意思の疎通を図りながら、市民の参画・協働によるまちづくりを継続します。
- 誰もがまちづくりに参加しやすくするため、市民の自主的なまちづくり活動への支援制度を充実させます。
- 企業や開発事業者等による適切なまちづくりを誘導します。

② まちづくりルールを活用

- 魅力あるまちづくりを進めるため、現行法令による規制・誘導や開発指導要綱等を厳正に運用します。
- 条例による市独自のまちづくりへの取り組み等を実施します。
- 地区計画制度などを活用し、市民が主体となった地区の特性に応じたきめ細やかな都市づくりを継続します。

③ わかりやすい情報発信の仕組みづくりの推進

- まちづくりに関する情報の受・発信や、分かりやすく親しみやすい組織体制を推進します。
- 市ホームページを充実させ、様々な情報発信手段（SNS）の活用及び情報提供システムの整備を行います。
- まちづくりに関する政策立案過程における広報公聴活動を充実させます。
- 住民自治意識醸成のための啓発活動、学習機会の提供などを充実させます。

④ まちづくり推進の連携体制の充実

- 様々な関連部署との相互連絡・調整体制を充実させるとともに、国や大阪府とも連携し、きめ細かなまちづくりを推進するための機能的な体制を維持します。

2 都市計画マスタープランの進行管理と見直し

- 見直すべき社会情勢等の変化や、上位計画の変更など、整合を図ることが必要とされる事象が発生した場合には、必要に応じ検討を行い、計画を見直します。
- 目標とするまちづくりの実現のためには、効率的な事業の実施が必要であり、長期的・段階的な取り組みの視点から、まちづくりに関する現行法令等の厳正な運用による規制・誘導に努めます。
- 各種の事業手法・方策を適切に組み合わせ、きめ細かな対応を図りながら目標の達成をめざします。





四條畷市 都市整備部 計画課

〒575-8501

大阪府四條畷市中野本町 1 番 1 号

Tel:072-877-2121(代) / Fax:072-863-2026